

商品名等 (電気用品名等)	光通信加入者端末装置
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本装置は、光通信の端末装置であり、電源部（P S U）とTV信号を受信するための受信部（V－O N U）にインターネット通信を利用するためのデータ通信部（D－O N U）を内蔵することができるもの等である。 組合せにより、次の3タイプがあるが、設置後、契約内容の変更により各タイプに変更することができるものである。</p> <p>(1) 標準タイプ（P S U＋V－O N U＋D－O N U） (2) TVタイプ（P S U＋V－O N U、D－O N Uはオプション） (3) インターネットタイプ（P S U＋D－O N U、V－O N Uはオプション）</p> <p>○構造、仕様、意匠 本装置の使用場所としては、各々屋外用又は屋内用がある。 定 格：1 0 0 V、5 0－6 0 H z、1 9 W（標準タイプ）</p> <p>○主な使用者、販売先 通信事業者・有線テレビジョン放送事業者向けに販売し、事業者が加入者宅に設置する。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>(1) 及び(2)は、特定電気用品以外の電気用品中、総体を電子応用機械器具の「テレビジョン受信機用ブースター」として取り扱う。</p> <p>(3)は、電源部（P S U）とインターネット通信を利用するためのデータ通信部（D－O N U）とが、接続器接続の場合は、電源部（P S U）を特定電気用品中、交流用電気機械器具の「直流電源装置」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 及び(2)は、P S UとV－O N U間でP S F（電力分離フィルター）を介してR F信号・D C電源をやり取りしていることから、P S UとV－O N Uは一体不可分の関係にあり、総体を「テレビジョン受信機用ブースター」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>(3)は、P S UとD－O N Uとが、接続器接続の場合は、P S Uを「直流電源装置」として取り扱うことが妥当と判断する。 ただし、P S UとD－O N Uとが一体不可分の関係にある場合は、総体でインターネット通信を利用するためのデータ通信機として取り扱い、非対象として取り扱う。</p>	

